

平成 30 年 10 月 5 日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
 各指定障害者支援施設運営法人代表者  
 各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
 各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
 各指定障害児入所施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

### 幼児教育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料等の送付等について

日頃は、県内の障がい福祉施策の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から下記のとおりのおり連絡がありましたので、お知らせします。

### 記

幼児教育の無償化については、平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」及び平成30年6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」に基づき、3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供の幼稚園、保育所、認定こども園の費用について、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指すこととされています。

また、就学前の障害児の発達支援（いわゆる「障害児通園施設」）については、幼児教育の無償化と併せて無償化することとなっています。さらに、幼稚園、保育所及び認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

このことについて、今般、住民・事業者向けの説明資料（2種類）を作成しましたので、内容について御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係者等に対し適切な周知を図っていただきますようお願いします。当該資料については、関係団体にも送付してあります。

なお、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室及び保育課、文部科学省初等中等教育局幼児教育課並びに内閣府子ども・子育て本部と協議済みであることを念のため申し添えます。詳細については、今後、決まり次第順次速やかに御連絡します。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	奥村	担当	高木
電話	058-272-1111 内 2615		
FAX	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		